

一般廃棄物処理業許可証

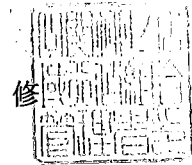
住 所 一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6
 氏 名 ニッコー・ファインメック株式会社
 代表取締役 小野寺 真澄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

令和2年3月30日

一関地区広域行政組合

管理者 一関市長 勝 部



許可の年月日	令和 2 年 4 月 1 日
許可の有効期限	令和 4 年 3 月 31 日
一般廃棄物処理業の許可の種類	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業 家庭系一般廃棄物（ごみ）、事業系一般廃棄物（ごみ）、適正処理困難物 医療系の一般廃棄物、リサイクル法等対象物（パソコンに限る）
許可の条件	1 許可業を行う区域は、一関地区広域行政組合管内とする。 2 許可業に使用する車両は、令和2年3月12日付けの一般廃棄物処理業許可申請書に記載の車両とし、変更する場合はその都度届出をすること。 3 適正処理困難物は、一関地区広域行政組合処理施設への搬入は禁止する。 4 産業廃棄物の混載は禁止する。 5 一関市（一関地域、花泉地域）及び平泉町から排出された一般廃棄物（ごみ）は一関清掃センターに、一関市（大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域及び藤沢町地域）から排出された一般廃棄物（ごみ）は、大東清掃センターに搬入すること。 6 収集した廃棄物は適正に分別し、減量化・再資源化に努めること。
許可の更新変更の状況	平成18年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集運搬 平成20年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集運搬 平成22年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集運搬